

「徳島県低入札価格調査制度実施要綱」新旧対照表

改正後	現 行
<p>第1条～第2条 略 (調査基準価格の確定)</p> <p>第3条 契約担当者は、対象工事に係る工事請負契約を締結しようとするときは、予定価格の算出の基礎となる仕様書、設計書等により、低入札価格調査基準価格(以下「調査基準価格」という。)を算出する。 調査基準価格(税抜き)の算出は、次によるものとする。なお、調査基準価格(税抜き)は、千円単位とし、千円未満を切り捨てる。 「調査基準価格(税抜き)=低入札価格調査基本価格(税抜き)×ランダム係数」 低入札価格調査基本価格(以下「調査基本価格」という。)(税抜き)の算出については、次の(1)～(3)の式によるものとし、ランダム係数の算出については別に定める。 なお、調査基本価格(税抜き)は、千円単位とし、千円未満を切り捨てる。 ただし、この算式により算出した調査基本価格(税抜き)が予定価格(税抜き)の9.2/10を超える場合は予定価格の9.2/10を調査基本価格とし、予定価格の7.5/10に満たない場合は予定価格の7.5/10を調査基本価格とする。</p> <p>(1) 土木工事、電気通信設備工事及び機械設備工事 〔直接工事費×0.97+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費等×0.68〕</p> <p>(2) 建築工事 〔(直接工事費×0.9)×0.97+共通仮設費×0.9+(直接工事費×0.1+現場管理費)×0.9+一般管理費等×0.68〕</p> <p>(3) 積算体系が2種以上の工事内容からなる工事については、その主たる工種の算式で算定する。</p> <p>第4条 略 (失格基準)</p> <p>第5条 調査基準価格を下回る入札を行った者が次のいずれかに該当するときは、第6条に定める調査を行うことなく、当該入札者を失格とする。</p> <p>(1) 入札価格(税抜き)が失格基準価格(税抜き)を下回る価格であるもの。なお、調査基準価格(税抜き)と失格基準価格(税抜き)が同額となる場合も同様とする。 失格基準価格(税抜き)の算出は、次によるものとする。なお、失格基準価格(税抜き)は、千円単位とし、千円未満を切り捨てる。また、入札所管課等において入札の事後に公表する。 「失格基準価格(税抜き)=失格基本価格(税抜き)×ランダム係数」 失格基本価格(税抜き)の算出については、次のイ～ハの式によるものとし、ランダム係数の算出については別に定める。 なお、失格基本価格(税抜き)は、千円単位とし、千円未満を切り捨てる。 ただし、この算式により算出した失格基本価格(税抜き)が予定価格(税抜き)の9.2/10を超える場合は予定価格の9.2/10を失格基本価格とし、予定価格の7.5/10に満たない場合は予定価格の7.5/10を失格基本価格とする。</p> <p>イ 土木工事、電気通信設備工事及び機械設備工事 〔直接工事費×0.97+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.85+一般管理費等×0.68〕</p> <p>ロ 建築工事 〔(直接工事費×0.9)×0.97+共通仮設費×0.9+(直接工事費×0.1+現場管理費)×0.85+一般管理費等×0.68〕</p> <p>ハ 積算体系が2種以上の工事内容からなる工事については、その主たる工種の算式で算定する。</p> <p>(2) 入札時に提出された工事費内訳書の記載金額が、次の数値的判断基準のいずれかひとつ</p>	<p>第1条～第2条 略 (調査基準価格の確定)</p> <p>第3条 契約担当者は、対象工事に係る工事請負契約を締結しようとするときは、予定価格の算出の基礎となる仕様書、設計書等により、低入札価格調査基準価格(以下「調査基準価格」という。)を算出する。 調査基準価格(税抜き)の算出は、次によるものとする。なお、調査基準価格(税抜き)は、千円単位とし、千円未満を切り捨てる。 「調査基準価格(税抜き)=低入札価格調査基本価格(税抜き)×ランダム係数」 低入札価格調査基本価格(以下「調査基本価格」という。)(税抜き)の算出については、次の(1)～(3)の式によるものとし、ランダム係数の算出については別に定める。 なお、調査基本価格(税抜き)は、千円単位とし、千円未満を切り捨てる。 ただし、この算式により算出した調査基本価格(税抜き)が予定価格(税抜き)の9.2/10を超える場合は予定価格の9.2/10を調査基本価格とし、予定価格の7.5/10に満たない場合は予定価格の7.5/10を調査基本価格とする。</p> <p>(1) 土木工事、電気通信設備工事及び機械設備工事 〔直接工事費×0.97+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費等×0.55〕</p> <p>(2) 建築工事 〔(直接工事費×0.9)×0.97+共通仮設費×0.9+(直接工事費×0.1+現場管理費)×0.9+一般管理費等×0.55〕</p> <p>(3) 積算体系が2種以上の工事内容からなる工事については、その主たる工種の算式で算定する。</p> <p>第4条 略 (失格基準)</p> <p>第5条 調査基準価格を下回る入札を行った者が次のいずれかに該当するときは、第6条に定める調査を行うことなく、当該入札者を失格とする。</p> <p>(1) 入札価格(税抜き)が失格基準価格(税抜き)を下回る価格であるもの。 失格基準価格(税抜き)の算出は、次によるものとする。なお、失格基準価格(税抜き)は、千円単位とし、千円未満を切り捨てる。また、入札所管課等において入札の事後に公表する。 「失格基準価格(税抜き)=失格基本価格(税抜き)×ランダム係数」 失格基本価格(税抜き)の算出については、次のイ～ハの式によるものとし、ランダム係数の算出については別に定める。 なお、失格基本価格(税抜き)は、千円単位とし、千円未満を切り捨てる。 ただし、この算式により算出した失格基本価格(税抜き)が予定価格(税抜き)の9.2/10を超える場合は予定価格の9.2/10を失格基本価格とし、予定価格の7.5/10に満たない場合は予定価格の7.5/10を失格基本価格とする。</p> <p>イ 土木工事、電気通信設備工事及び機械設備工事 〔直接工事費×0.97+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.85+一般管理費等×0.55〕</p> <p>ロ 建築工事 〔(直接工事費×0.9)×0.97+共通仮設費×0.9+(直接工事費×0.1+現場管理費)×0.85+一般管理費等×0.55〕</p> <p>ハ 積算体系が2種以上の工事内容からなる工事については、その主たる工種の算式で算定する。</p> <p>(2) 入札時に提出された工事費内訳書の記載金額が、次の数値的判断基準のいずれかひとつ</p>

でも満たさないもの。

- ① 直接工事費が設計金額における直接工事費の75%以上
- ② 共通仮設が設計金額における共通仮設の70%以上
- ③ 現場管理費が設計金額における現場管理費の70%以上
- ④ 一般管理費等が設計金額における一般管理費等の30%以上

ただし、電気通信設備工事及び機械設備工事、鋼橋及び鋼製の横断歩道橋の工場製作を含む工事の場合並びに総合評価落札方式において技術提案をもとに設計金額を作成する場
合については、この基準は適用しない。

(3) 第6条の2の規定により、第6条に定める調査を辞退している者。

第6条～第11条 略

附 則

- この要綱は、平成11年5月1日から施行する。
- この要綱は、平成12年5月1日から施行する。
- この要綱は、平成15年5月27日から施行する。
- この要綱は、平成16年5月1日から施行する。
- この要綱は、平成17年5月1日から施行する。
- この要綱は、平成18年5月1日から施行する。
- この要綱は、平成19年5月1日から施行する。
- この要綱は、平成20年6月1日から施行する。
- この要綱は、平成21年3月10日から施行する。
- この要綱は、平成21年7月1日から施行する。
- この要綱は、平成21年11月1日から施行する。
- この要綱は、平成22年5月1日から施行する。
- この要綱は、平成23年6月1日から施行する。
- この要綱は、平成23年10月1日から施行する。
- この要綱は、平成25年5月1日から施行する。
- この要綱は、平成25年7月1日から施行する。
- この要綱は、平成26年4月1日から施行する。
- この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
- この要綱は、平成29年4月1日から施行する。
- この要綱は、平成29年5月15日から施行する。
- この要綱は、平成31年5月1日から施行する。
- この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
- この要綱は、令和4年5月1日から施行する。**

でも満たさないもの。

- ① 直接工事費が設計金額における直接工事費の75%以上
- ② 共通仮設が設計金額における共通仮設の70%以上
- ③ 現場管理費が設計金額における現場管理費の70%以上
- ④ 一般管理費等が設計金額における一般管理費等の30%以上

ただし、電気通信設備工事及び機械設備工事、鋼橋及び鋼製の横断歩道橋の工場製作を含む工事の場合並びに総合評価落札方式において技術提案をもとに設計金額を作成する場
合については、この基準は適用しない。

(3) 第6条の2の規定により、第6条に定める調査を辞退している者。

第6条～第11条 略

附 則

- この要綱は、平成11年5月1日から施行する。
- この要綱は、平成12年5月1日から施行する。
- この要綱は、平成15年5月27日から施行する。
- この要綱は、平成16年5月1日から施行する。
- この要綱は、平成17年5月1日から施行する。
- この要綱は、平成18年5月1日から施行する。
- この要綱は、平成19年5月1日から施行する。
- この要綱は、平成20年6月1日から施行する。
- この要綱は、平成21年3月10日から施行する。
- この要綱は、平成21年7月1日から施行する。
- この要綱は、平成21年11月1日から施行する。
- この要綱は、平成22年5月1日から施行する。
- この要綱は、平成23年6月1日から施行する。
- この要綱は、平成23年10月1日から施行する。
- この要綱は、平成25年5月1日から施行する。
- この要綱は、平成25年7月1日から施行する。
- この要綱は、平成26年4月1日から施行する。
- この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
- この要綱は、平成29年4月1日から施行する。
- この要綱は、平成29年5月15日から施行する。
- この要綱は、平成31年5月1日から施行する。
- この要綱は、令和2年4月1日から施行する。